

木津川市京丹後市友好都市プロジェクト推進協議会

宿泊施設利用補助要綱

(目的)

第1条 この要綱は、文化・産業・観光等による木津川市民及び京丹後市民の交流を促進するため、京丹後市に所在する宿泊施設（以下「利用施設」という。）を利用する木津川市民に対し、木津川市京丹後市友好都市プロジェクト推進協議会が予算の範囲内において補助金を交付することに関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(補助対象)

第2条 補助の対象となる者は、京丹後ナビ (<https://www.kyotango.gr.jp/ki-zugawa/>) を活用し次に規定する施設を宿泊のために利用する者で、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 申請日において住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき木津川市の住民基本台帳に記録されている者
- (2) 前号に該当する者の同行者
- (3) 木津川市に居住する者で木津川市京丹後市友好都市プロジェクト推進協議会会長（以下「会長」という。）が適当と認める者

(利用施設)

第3条 利用施設は、京丹後市内のホテル、旅館、民宿、公共宿泊施設等のうち、会長が別に定めるものとする。

(補助金額)

第4条 補助額は、1人1泊につき2,000円とする。ただし、利用料金が補助額に満たない場合は、当該利用料金を補助額とする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、第2条第1項第1号に該当するものを代表者とし、木津川市京丹後市友好都市プロジェクト推進協議会宿泊施設利用補助金支給申請書兼請求書（別記様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、利用期間の終了日が属する月の翌月末までに会長に提出しなければならない。

ただし、3月については3月31日までとする。

- (1) 木津川市京丹後市友好都市プロジェクト推進協議会宿泊施設利用補助金申請及び請求に係る誓約・同意書（別記様式第2号）
- (2) 京丹後ナビによる宿泊予約受付メールの写し
- (3) 利用施設の領収書の写し
- (4) 申請時において、木津川市内に住所を有することがわかるもの
- (5) 振込口座がわかるもの
- (6) その他会長が必要と認めるもの

（交付決定の通知）

第6条 会長は、前条の規定による申請を受けたときは、その内容を審査し、補助金の交付又は申請の却下を決定するものとする。

- (1) 会長は、前項に規定する審査の結果、補助金を交付することが適当と認めるときは、木津川市京丹後市友好都市プロジェクト推進協議会宿泊施設利用補助金支給決定通知書（別記様式第3号）により、申請者に通知するものとする。
- (2) 会長は、第1項に規定する審査の結果、補助金を交付することが不相当と認めるときは、木津川市京丹後市友好都市プロジェクト推進協議会宿泊施設利用補助金不支給決定通知書（別記様式第4号）により、申請者に通知するものとする。

（交付の取消し及び返還）

第7条 会長は、補助金の交付を受けた者が次のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付を取消し、返還を命ずることができる。

- (1) 偽りその他の不正な手段により、補助金の交付決定を受けたとき。
- (2) 前号に掲げるもののほか、本要綱または会長が別に定めるところに違反したとき。

（補則）

第8条

この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附則

この要綱は、令和4年7月1日から施行する。

改正附則（令和5年5月30日）

この改正要綱は公布の日より施行する。